

## 長野県告示第807号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
泉 研一	視覚	上田市天神3-5-1 いずみ眼科
内川 裕司	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院
大石 不二雄	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	東筑摩郡山形村2524-1 医療法人社団中信勤労者医療協会 山形協立診療所
木村 岳史	肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
小林 龍彦	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院
齊藤 博	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	須坂市須坂1332 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立須坂病院
藤原 道雄	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院
三澤 由佳	肢体不自由 呼吸器	安曇野市豊科3100 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こども病院

障害者支援課

## 長野県告示第808号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の 所在地及び名称	変更後の医療機関の 所在地及び名称
荒井 恵子	中野市西1-5-63 長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	上高井郡小布施町福原字久保134-6 栗が丘クリニック

松木 寛之	松本市渚 1-7-45 医療法人抱生会 丸の内病院	岡谷市本町 4-11-33 市立岡谷病院
橋爪 潔志	松本市旭 3-1-1 信州大学医学部附属病院	塩尻市広丘郷原1780 松本歯科大学病院
堀込 実岐	小県郡長和町古町2857 依田窪医療福祉事務組合 国保依田窪病院	佐久市白田197 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院

障害者支援課

**長野県告示第809号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1675、字山辺山南側8967の86から8967の91まで、奈川2179の6
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第810号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曾郡木曾町新開3631の1、開田高原西野5341の1、三岳11026の3、11031の1、11031の2、11031の10から11031の13まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養

森林づくり推進課

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

三岳11031の1・11031の10・11031の11（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡木曾町新開5538の2、5538の3、5541から5544まで、5545の1から5545の8まで、開田高原末川1832の3、3787の2、3787の32、三岳4106の1

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

開田高原末川1832の3・3787の2・3787の32（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、三岳4106の1（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 長野県告示第811号

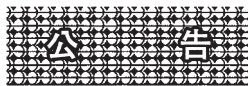
農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曾郡木祖村大字小木曾5439の4、5439の5、5439の7から5439の9まで、5439の22から5439の25まで、5439の33、5439の34
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
大字小木曾5439の4(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成24年12月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人グループホーム夢ハウス城山の会
- 3 代表者の氏名  
五郎丸 道人
- 4 主たる事務所の所在地  
松本市中山2057-17
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、精神障害者に対し、グループホーム夢ハウス城山を開設し、その運営を行い、精神疾患による精神障害者の社会復帰及びグループホームでの入居者の日常生活における援助等を行

うことにより、精神障害者の自立及び生活の質の向上を援助するとともに広く精神医療、保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年12月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等及び数量  
税務基幹連携システム一式
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 借入期間  
平成25年3月1日から平成29年7月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
  - (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者としします。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (5) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
  - (6) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)